

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成26年 5 月20日
【会社名】	株式会社ダイユーエイト
【英訳名】	DAIYU EIGHT CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 浅倉 俊一
【本店の所在の場所】	福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地
【電話番号】	024(545)2215(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役業務推進室長 三瓶 善明
【最寄りの連絡場所】	福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地
【電話番号】	024(545)2215(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役業務推進室長 三瓶 善明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【提出理由】

平成26年5月16日開催の第38期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成26年 5月16日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

配当財産の種類

金銭

株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金10円 総額77,338,830円

効力発生日

平成26年 5月19日

第2号議案 定款一部変更の件

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして、事業目的を見直すとともに、現行事業に派生する事業を追加するものであります。

インターネットの普及に鑑み、法務省令の定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるよう、第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制構築及び経営基盤の一層の強化と充実を図るため、取締役役に役付取締役として、新たに取締役会長、取締役副会長を、また必要に応じて相談役を定めることができる旨を追加するものであります。

その他見出しの内容を見直したことによる変更であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として高坂進、梅津茂巳を選任するものであります。

第4号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う役員退職金打切り支給の件

役員退職慰労金制度廃止に伴い、現在、在任中の取締役6名及び監査役1名に対しそれぞれの就任時から本総会終結までの在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で役員退職慰労金を打切り支給することといたします。支給の時期は取締役及び監査役を退任する時とし、その具体的な金額、支給の方法等につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれ一任するものであります。

第5号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

当社の取締役(社外取締役を除く)6名に対して、平成19年5月16日開催の第31期定時株主総会においてご承認いただいている取締役に対する報酬限度額年額150百万円以内(役員退職慰労金及び使用人分給与を含まない。)とは別枠で、年額30百万円以内、毎年定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数750個を上限として、新たに株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を割り当てるものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	62,723	430	0	(注) 1	可決 99.3
第2号議案 定款一部変更の件	63,042	111	0	(注) 2	可決 99.8
第3号議案 監査役2名選任の件 高坂 進	62,945	208	0	(注) 3	可決 99.6
梅津 茂巳	62,145	1,008	0		可決 98.4
第4号議案 役員退職慰労金制度 廃止に伴う役員退職 金打切り支給の件	61,780	1,371	0	(注) 1	可決 97.8
第5号議案 取締役に対する株式 報酬型ストック・オ プション報酬額及び 内容決定の件	62,856	297	0	(注) 1	可決 99.5

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。